

愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針について（イメージ図）

- 要介護3～5の方については、従来どおりの取扱により、「入所者の選考に係る委員会」による合議により入所の優先順位を決定。
- 要介護1・2の方については、入所を申し込むこと自体を妨げるものではないが、「入所者の選考に係る委員会」に諮るためには「居宅において日常生活を営むことについてやむを得ない事由」が必要。
その判断の際には、施設と保険者市町村との間で必要な情報共有等の実施。
- その上で、「申込者」全体の中で「入所者の選考に係る委員会」において「介護の必要の程度」や「家族の状況」等を勘案して、最終的な入所者を決定

